お知らせします

市税の夜間・休日納税窓口

とき ▼夜間…10月1日(木)、28日(水)、29日(木)、30日(金)、11月2日(月)いずれも午後5時～8時▼休日…10月25日(日)午前8時30分～午後5時

市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等

ところ 問市役所2階収税課☎2998-9073

国民健康保険税の夜間納税相談

納期限後の納税もできます。

とき 10月29日(木)・30日(金)午後5時～8時

ところ 問市役所1階国保年金課☎2998-9131

国民健康保険の保険証を一斉更新

国民健康保険被保険者証の一斉更新を行い、新しい被保険者証(薄茶色のカード)を、加入世帯に9月に簡易書留で郵送しました。

未着の場合はご連絡ください。

問国保年金課☎2998-9131

出産育児一時金（国民健康保険）

■支給額を改定

平成21年10月1日～23年3月31日に出産した場合⬇39万円

◎産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は42万円を支給。

■直接支払い制度

医療機関が請求・受け取りを代行します。窓口で出産費用を支払う手続きが軽減されます。

◎この制度の希望者は医療機関と申請・受取の代理契約をします。

問国保年金課☎2998-9131

10月15日は児童手当の支払日

今回から支払通知は廃止しました。先に通知した認定結果で支払予定をお知らせしています。振込先口座をご確認ください。

問こども支援課☎2998-9124

重度心身障害児等医療費助成

重度心身障害者に医療費（保険診療の一部負担金）を助成します。

対象 次のいずれかの方

●身体障害者手帳1級～3級

●療育手帳のⒶ、A、B

●一定の障がい※があり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上の方

※一定の障がいとは、▼身体障害者手帳の4級の一部（音声機能障害、下肢機能の著しい障害等）▼精神障害者保健福祉手帳の1級・2級▼障害基礎年金1級・2級をいいます。

問障害福祉課☎2998-9116

ひとり親家庭児童就学支度金

対象 市民税非課税世帯で平成22年4月に中学校へ入学予定の児童を養育している▼母子家庭の母▼父子家庭の父▼父母のいない児童の養育者

◎生活保護世帯は対象外です。市民税非課税世帯とは平成20年分の所得額に基づき市が決定した市民税（均等割を含む）において、申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）それぞれ全員の税額が0円の世帯です。

支給額 対象児1人1万円

申12月28日(月)必着で、市役所2階こども支援課へ所定の申請書を直接または郵送

◎申請書は同課で配付します。振込口座は申請者（保護者等）名義の普通口座に限ります。

問こども支援課☎2998-9124

麻しん風しん混合予防接種

次の年齢の方は平成21年度麻しん風しん混合(MR)予防接種の対象者です。未接種の方は市内予防接種協力医療機関で平成22年3月31日までに接種してください。なお、平成22年4月1日以降の接種費用は自己負担になります。

第2期 平成15年4月2日～16年4月1日生まれの方（幼稚園・保育園等の年長児に相当）

第3期 平成8年4月2日～9年4月1日生まれの方（中学1年生に相当）

第4期 平成3年4月2日～4年4月1日生まれの方（高校3年生に相当）

問保健センター母子保健課☎2991-1811

交通災害共済に加入しましょう

加入できる方 所沢市に住民登録または外国人登録をしている方

会費（10月1日～） ▼大人…300円▼中学生以下…150円

共済期間 申し込み時～平成22年3月31日

加入方法 市役所2階交通安全課、出張所へ会費を添えて申し込み

【対象となる事故（国内のみ）】

▼自動車、バイク、自転車などの車両による人身事故（自損事故含む）で死亡または負傷▼電車やバスに乗車中、急停車などによる人身事故▼歩行中に前記車両との衝突や接触により死亡または負傷

問交通安全課☎2998-9140

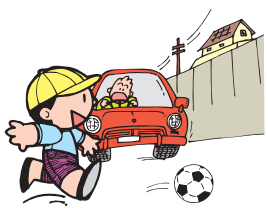

住民票等申請時の本人確認

第三者が本人になりすます不正な届け出を防止するため、住民票の写し等の申請、転入・転出等の届け出および戸籍の届け出の際の本人確認が義務付けられました。

届け出の際には、運転免許証・パスポート・顔写真つきの住民基本台帳カード等をお持ちください。

◎詳細は市HPをご覧ください。

問市民課☎2998-9087

オータムジャンボ宝くじを発売

発売期限 10月16日(金)まで

問(財)埼玉県市町村振興協会☎048-822-5004

生産緑地地区の都市計画を変更

7月30日付で生産緑地地区の都市計画を変更したので縦覧します。

縦覧場所 市役所2階都市計画課

問都市計画課☎2998-9192

道路を快適に利用するために

■段差ブロック等の撤去

自動車の出入りのため、車庫前などの道路上に段差ブロックや鉄板などを置くと、歩行者や自転車等の通行の妨げになり交通事故の原因になります。道路上の段差ブロック等は撤去してください。

◎市への申請で、歩道や側溝の切り下げ工事ができます。工事費は自費となります。

■樹木の剪定

道路にはみ出した樹木は、歩行者や自転車の通行の妨げになります。また、交通標識の確認ができず、交通事故の原因になります。

樹木の剪定にご協力ください。

問道路維持課☎2998-9168

11月1日は秋の環境美化の日

一斉美化清掃活動に参加しましょう。居住地周辺の道路、公園、水路等のごみを次のように分別し、午前10時までに指定集積所に出してください。市の収集車が回収します。

分別方法 ▼燃やせるごみ▼燃やさないごみ（プラスチック・ペットボトル含む）▼びん・かん

◎「環境美化の日」に集められるプラスチック（ペットボトルを含む）は、道路や水路等に散乱して汚れているため、当日に限り燃やさないごみに分別してください。また、家庭や事業所で不用になった自転車・家具・家電品等は絶対に出さないでください。

問生活環境課☎2998-9370

◆ファックスでの問い合わせを希望する方は、広報課（FAX2994-0706）へファックスしてください。

消費者トラブル注意報

消費生活センター（旧市庁舎2階）

相談日 月～金曜日（祝日を除く）

相談時間 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

相談専用電話 ☎2926-0999

【トラブルQ&A ㉔】

～ご注意ください！架空・不当請求～

■相談します

出会い系サイト利用料が、未入金というメールが届きました。無料サイトしか見た覚えはありませんが、もしかしたら気づかないうちに有料サイトに迷い込み、利用していたかも知れません。早急にお金を振り込まなければ「家族、会社、近隣を巻き込んだ手荒な回収方法になる」とメールには書いてあります。

請求額は、決して払えない額ではないし、面倒なことにはなりたくない。どうしたらよいでしょうか。

■お答えします

無料サイトを利用しただけであれば、支払う必要はありません。契約は、当事者同士の合意があって初めて成立しますので、ご相談のような相手方の一方的な主張だけでは契約は成立しておらず、支払義務が発生しません。携帯電話番号やメールアドレスなどが知られていても、無視するか、毅然（きぜん）とした対応をとることが大切です。また、安易に連絡先などを教えることのないよう注意しましょう。不当請求にだまされないよう、次のことには特に注意してください。

1　覚えがなければ、支払わない

身に覚えがなければ少額でも安易に支払わないこと。脅迫に一度応じると、次々に不当請求される危険性があります。

2　記載されている連絡先には連絡しない

疑問があるときも、相手側に直接連絡しないこと。

3　個人情報は教えない

電話番号以外の氏名や住所など個人情報を自分から言わないこと。その後、別の不当請求に利用される恐れがあります。

4　不審なメールは開かない、返信しない

サイトにアクセスしただけで個人情報の一部が記録されることがあります。

【情報館】●特にことわりのないものは10月1日(木)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。